

京都市上下水道局告示第39号

平成16年4月1日京都市上下水道事業告示第2号（京都市上下水道局出納事務取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成17年12月28日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉村 憲次

第2項第2号を次のように改める。

(2) 株式会社三菱東京UFJ銀行

第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)